

7章 緑地保全地区内の緑地の保全

ここでは、重点プロジェクトの1つである南の里地区緑地保全プロジェクトの実現に向けた方針を定めます。

7-1. 南の里緑地保全地区指定計画地の概要

(1) 位置と区域面積

南の里緑地保全地区指定計画地は、北広島市南部の市街化調整区域に位置し、「国有林」-「南の里の森」-「仁別・三島の森」と続く本市の緑の軸の骨格となっています。

南の里緑地保全地区指定計画地の規模は、北広島市有地、北海道住宅供給公社所有地などを合わせた約183haです。

図表29. 南の里緑地保全地区指定計画地の位置



図表30. 緑地保全地区指定計画地の区域

名 称	面 積 (ha)
北海道住宅供給公社所有地	165.6ha
北広島市有地	14.9ha
国有地及び電源開発(株)用地	2.6ha
計	183.1ha

(2) 自然環境

南の里緑地保全地区指定計画地の地形は、島松丘陵地に区分される丘陵地形であり、地区内を南里川、地区南側には島松川が流れています。

植生はコナラ等を主体とし、地区の景観を構成する重要な景観要素となっています。また、学術的にも貴重と認められる野生生物も確認されるなど、多様な野生生物の生息・生育地となっています。

(3) 緑地の保全と施設の整備に関する基本的な考え方

南の里緑地保全地区指定計画地は、自然林に近い二次林主体の南側エリアを「保全ゾーン」、主に二次林で構成される北側エリアを「自然とのふれあいゾーン」とします。計画地全体は保全を基本としますがアクセス性に富む北側エリアの一部については、人と自然とのふれあいを促すゾーンと位置づけ、自然と人との共存の場として利用します。

施設の整備にあたっては、自然環境の保全を基本とする方針をふまえ、北側エリアの適切な環境把握に努めながらその一部を活用し、人々が自然とのふれあいを通じ緑の大切さについて理解を深めることができるよう散策路や休憩施設など必要最小限の施設整備を進めます。

図表31. 南の里緑地保全地区指定計画地の基本的な考え方

計 画 区 域	緑地の保全と施設の整備に関する基本的な考え方
南側ゾーン (保全ゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> 野鳥の営巣地や昆虫の繁殖地、小動物の生息地など、その存続に影響を及ぼす範囲を対象とし生息環境を保全していきます。 計画地内小河川の氾濫を防ぐために効果が高いと考えられる場所、また小河川の水源を確保するために有効であると考えられる範囲を対象とします。
北側ゾーン (自然とのふれあいゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> 市民が豊かな自然を体感できる場として、現況の自然環境を損なわない範囲で、アクセスが容易な北側エリアの一部に設定します。 既存の樹林を残しつつ保全利用施設の整備を行って森林を活用していきます。 将来的に、保全ゾーンと同様に、多様な野生生物の生息環境となる良好な広葉樹林地となるように保全していきます。

(4) 制度指定等

南の里緑地保全地区指定計画地は、北海道自然環境等保全条例、森林法、農業振興地域の整備に関する法律により地域指定されています。

図表32. 南の里地区の地域指定

根 拠 法・条 例	指定制度(地域制緑地)	当該地域の該当部分
北海道自然環境等保全条例	南の里環境緑地保護地区	市有地全域 公社所有地の一部(約19ha) (民有地の一部)
	島松環境緑地保護地区	公社所有地の一部(約27ha) (民有地の一部)
森林法	地域森林計画対象民有林	当該地域全域
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	当該地域全域

7-2. 土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項

土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する方針

南の里緑地保全地区指定計画地の内、北海道住宅供給公社所有地については北海道が取得し管理を行います。

都市環境上永続的に確保すべき緑地であり、より良好な自然生態を育む自然林へと遷移させることを目標とした管理を基本とします。

【市民WS会議からの主な意見】

- 緑の景観として見事なのは供給公社のハイメックス予定地。(H13年度第1回WS)
- 南の里の森林(ハイメックス予定地)を残した公園(所沢市航空公園)(H13年度第3回WS)
- 南の里の緑地とコナラ純林を大切に(H13年度第3回WS)
- 南の里住宅供給公社所有地(まもる緑)(H13年度第3回WS)
- 南の里の住宅供給公社の所有地 現状のまま
- 花、緑などあまり人手をかけず、現状のまま残す。守る努力を!!(H13年度第3回WS)
- 生態系を育む森を保全する(南の里環境緑地)(H13年度第3回WS)

【総合計画における関連箇所】

- 南の里地域北海道住宅供給公社所有林の利活用(p35)
- 野生動植物が生息できる空間の保全に努めます。(p81)